

柱保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者(施設運営主体)

名 称	社会福祉法人育栄会
代表者の氏名	理事長 原田 公孝
所 在 地	愛知県豊橋市羽根井本町10番地
電 話 番 号	0532-31-5671
定款に目的を定めた事業	第2種社会福祉事業 保育所の経営

2 保育所の概要(利用施設)

名 称	柱保育園
所 在 地	愛知県豊橋市柱七番町163番地の3
電 話 番 号	0532-46-8927
事業認可年月日	昭和53年4月1日
施設長の氏名	竹内 紀代美
利 用 定 員	0歳児 … 16名 1. 2歳児… 64名 3歳以上児…140名
保 育 の 内 容	乳幼児保育、特別支援保育
職員への研修の実施状況	職種・経験に基づき、各自の仕事のレベルをたかめるため、全ての職員に実施
嘱 託 医 等	内科医：田中 英之 歯科医：山本 憲利

3 施設の目的

児童福祉法に基づいて、乳児および幼児の保育事業を行うこと

4 運営方針

1	家庭を離れる時間の長い園児に、温かい家庭的な保育を行う。
2	園児の無限な可能性を信じ、本来持っている能力を伸ばす保育を行う。
3	家庭との連携を密にし、園と家庭との理解、協調を目指す。

5 職員の配置状況

職 種	員 数	常 勤	非常勤	備 考
園 長	1	1		
主任保育士	1	1		
副主任保育士	1	1		
保 育 士	28	15	13	
調 理 員	4	3	1	
保育補助員	1	0	1	
嘱 託 医 等	2	0	2	

当園では、豊橋市の指導に基づき定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6 保育を提供する日

開 所 日	月曜日から土曜日
開 所 時 間	午前7時30分から午後6時 (土曜日は午前7時30分から午後12時30分)
休 所 日	日曜日、国民の祝日、休日及び 年末年始(12月29日から1月3日)

7 年間行事

月	行事内容
4	入園式、こいのぼり集会
5	健康診断、保育参加(0・1・2・3歳児)、柱まつり
6	歯科健診、聾学校交流(5歳児)、保育参観(4・5歳児)
7	プール開き、七夕会
8	夏季希望保育、プール納め
9	
10	運動会(3・4・5歳児)、親子であそぼう(0・1・2歳児)、健康診断、
11	親子遠足、七五三宮参り
12	生活発表会(3・4・5歳児)、クリスマス会、もちつき会(5歳児)
1	焼き芋会
2	豆まき会、お楽しみ会(父母の会主催)、ありがとうの会(5歳児)
3	ひなまつり会、お別れ会、卒園式(5歳児とその保護者)

毎月行うもの …誕生会、交通安全指導、避難訓練、身体測定、食育の日
年1回行うもの…検尿

なお、年度によって開催の月が変更になる場合があります。

8 給食

給食の方針
保育園の給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。天然素材のダシなどを使い、和食を中心とした献立を取り入れています。
昼食・おやつ
保護者の方へ、毎月月末に翌月の献立表をお配りします。
アレルギーなどへの対応
保護者が園に食物アレルギー除去用の申請(又は更新)を行った際、園と保護者とで協議したうえで、食物アレルギー対応が必要と判断した場合は、医師が記入した生活管理指導表を園に提出してください。個別のご相談の上、生活管理指導表に基づき当園で除去可能な物は、除去食・代替食で対応します。
衛生管理
調理員及び0・1歳児担当職員は、毎月検便を行っています。 保健所による食品衛生監視指導のもと、適切な衛生管理を行っています。

9 入園時に必要な書類

1	児童票(住居を確認するもの)
2	緊急連絡票(保護者の連絡先を確認するもの)
3	健康の記録(病歴、予防接種の記録、アレルギーなど児童の体調を確認するもの)
4	入所までの生活状況(児童の嗜好や生活習慣を知るもの)

10 保護者と保育園の連絡について

連絡手段としてスマートフォンアプリを導入しております。 入園の際には「icuco family」連絡帳アプリを各自登録していただきます
柱保育園では、児童が毎日健康で元気に過ごすためには、保護者と保育園がコミュニケーションを取り、協力し合うことが大切であると考えています。そこで、保育所での状況やご家庭での状況を相互連絡し合うために、0・1・2歳児は、連絡帳を活用します。体温、体調、食事、遊び、排便状況など、児童の家庭での様子もできるだけ詳しくお知らせください。
園だよりの発行
毎月月末に翌月の園だよりを発行します。行事や連絡事項、注意事項などをお知らせします。

11 父母の会

保護者の自主運営による父母の会があります。保育園からは園の方針・行事や出来事などについてお知らせします。また園の行事に協力をお願いしています。

1 2 健康診断

毎月1回、身長・体重の測定を行い、結果については、出席ブックまたは連絡帳に記録してお知らせします。
年2回、嘱託医が健診します。 健診の結果については、出席ブックまたは連絡帳に記載してお知らせします。
その他、児童の日頃の様子で心配なことがありましたら、ご相談ください。

1 3 保護者の負担

保育料(毎月)	0～2 歳児クラスは、市が定める保育料を市にお支払いください。	
上記以外	園服・カバン	その都度集金袋を使って集金します。
	主食費及び副食費	3 歳児(年少組)以上において、毎月口座引き落としとしてお支払い頂きます。(土曜保育を希望された場合は、1 日 200 円の副食費を園の集金袋で翌月お支払い頂きます)
	絵本代	毎月口座引き落としとしてお支払い頂きます。
	父母の会費	

1 4 保育園の利用に際し留意していただくこと

登園時間
登園は9時までをお願いします。
欠席する場合、また、登園が遅れる場合
欠席または登園が遅れる場合は、当日午前9時までにはアプリ連絡をお願いします。午前9時以降は ☎0532 - 46 - 8927 に電話連絡してください。
お迎えが遅れる場合
通常保育(保育短時間認定)の場合は午後4時まで、長時間保育(保育標準時間認定)の場合は、午後5時までには電話連絡してください。
毎朝の検温、体調の確認
子どもの体調を知るために、ご家庭での検温を必ずお願いします。登園時に、不調または高熱が疑われる場合は、職員が検温をします。登園前に、ご家庭で①食欲の有無②発熱の有無③排便の状態など、いつもの様子と異なっていないか確認してください。
感染症について
麻疹(はしか)・水痘(水ぼうそう)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症など学校保健法で指定の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから、医師の指示に従って登園してください。

発熱のある場合
熱が 37.5℃以上ある場合、登園を控えてください。また、登園後 37.5℃を超えた場合、お迎えの連絡をさせていただきます。
与薬について
医療行為にあたるため、原則として与薬は行いません。ただし、どうしても必要な場合、医師の処方を受けた薬に限り与薬します。その場合、くすりの連絡票を書いています。

1 5 賠償責任保険の加入

施設
1 事故 700,000,000 円 1 名につき 100,000,000 円
生産物(給食)
1 事故 700,000,000 円 1 名につき 100,000,000 円

1 6 緊急時の対応

お預かりしているお子さんに病状急変等の緊急事態が発生した場合には保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

児童のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診 療 科： 主 治 医： 所 在 地： 電 話 番 号：	<input type="text" value="保護者記入欄"/>
緊 急 連 絡 先①	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：	<input type="text" value="保護者記入欄"/>
緊 急 連 絡 先②	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：	<input type="text" value="保護者記入欄"/>

保護者記入欄については別の用紙をお渡しします。そちらに記載してください。保護者と連絡が取れない場合は、乳幼児の身体の安全を優先させ、責任を持ってしかるべき対処をしますので、あらかじめご了承ください。

嘱託医	内科	田中医院
豊橋市中野町字大原 1 1		☎0532-45-0315
豊橋市南消防署		
豊橋市曙町字南松原 1 1 8		☎0532-46-0119
豊橋警察署		
豊橋市八町通 3 丁目 8		☎0532-54-0110

1.7 非常災害時の対策・防犯対策

防災計画	豊橋市南消防署へ届出(平成 30 年 4 月 23 日)
防火管理者	園長
避難訓練	火災及び地震を想定した訓練を月 1 回実施
防災設備	自動火災報知機・煙感知器・誘導灯
防犯設備	非常報装置・防犯カメラ
避難場所	一時避難場所：柱大池広場 第一指定避難場所：福岡校区市民館 第二指定避難場所：福岡小学校

1.8 虐待防止のための措置

児童の人権擁護・虐待防止等のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し虐待の防止を啓発・普及するための研修等を実施しています。

○虐待防止責任者:園長

1.9 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 相談・苦情対応	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・苦情受付担当者：主任保育士 ☎ 0532 - 46 - 8927 ・相談・苦情解決責任者：園長 ☎ 0532 - 46 - 8927 ・第三者委員：地域在住の委員 2 名
保育園以外の 相談・苦情 受付窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県社会福祉協議会運営適正化委員会 名古屋市東区白壁 1-50 ☎ 052-212-5515(月～金:9:00～17:00)
	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市役所こども未来部保育課 豊橋市今橋町 1 ☎ 0532-51-2322(月～金:8:30～17:15)

2 0 守秘義務及び個人情報の取扱い

職員は、業務上知り得た当園を利用する子ども及び支給認定保護者の秘密を保持します。職員でなくなった後においても同様に秘密を保持します。

2 1 画像等の取扱い

園	保育や成長の記録として動画・写真等の画像を撮影、活用します。また、特に申し出のない限り園ホームページ、ブログ等の SNS やおたよりに掲載します。
保護者	他の児童が映り込む画像は SNS 等に載せない

2 2 当園におけるその他の留意事項

喫 煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
行 事	当園の主催する行事については積極的にご参加ください。 なお、思想信条上、不都合の方は休園してください。

令和 6 年 2 月 17 日

教育・保育の提供の開始について、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施 設 名 社会福祉法人育栄会 柱保育園
説明者職氏名 園 長

私は、本書面に基づき重要事項の説明を受け、柱保育園の保育・教育の提供の開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者(保護者) 住 所
氏 名
児童から見た続柄

